

# 利用者のために

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

作物統計調査の作況調査の果樹調査（以下「本調査」という。）として実施したものであり、果樹の結果樹面積（パインアップルにあっては、収穫面積。以下同じ。）、収穫量、出荷量等の現状とその動向を明らかにし、食料・農業・農村基本計画における果実の生産努力目標の策定並びにその達成に向けた生産対策及び需給調整・流通改善対策の推進並びに農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業の適正な運営等のための資料を整備することを目的としている。

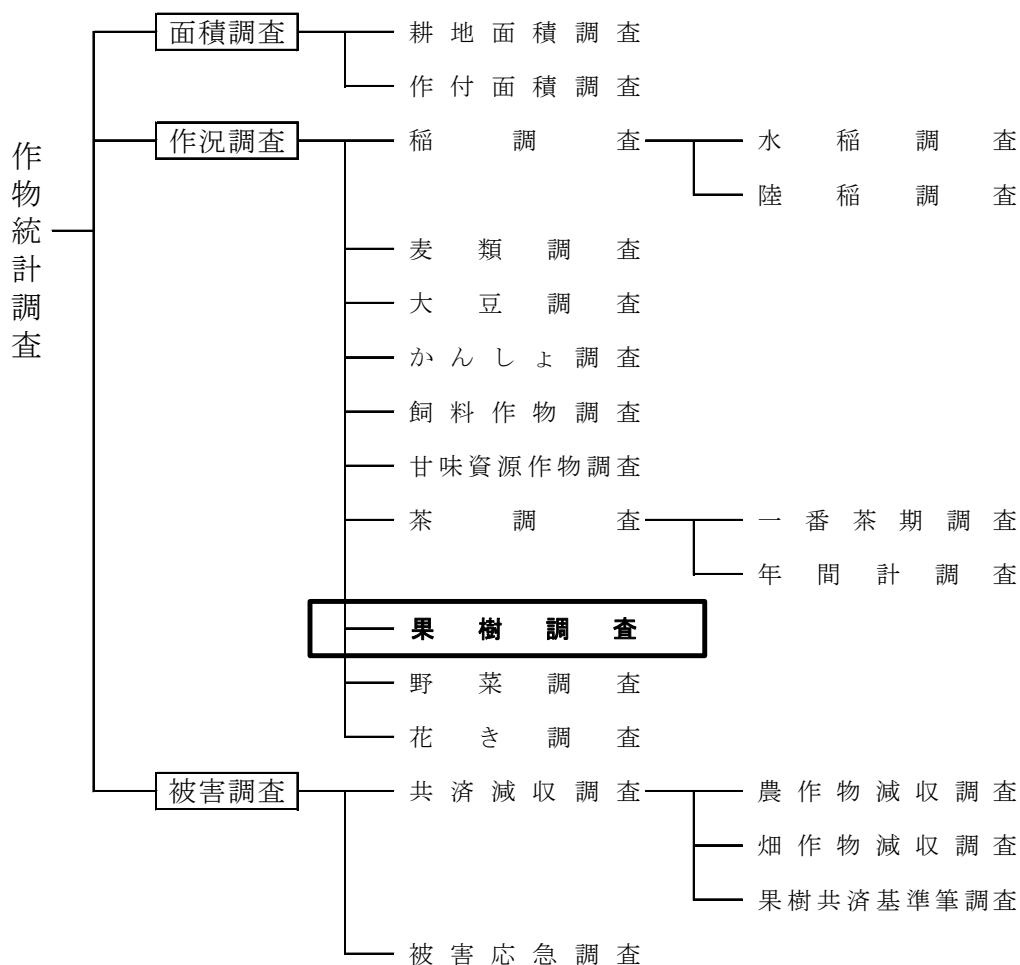
### (2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

### (3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

### (4) 調査の体系



(5) 調査の範囲

平成26年産については、全国の都道府県を対象として調査を実施した（パインアップルは、沖縄県のみ調査を実施した。）。

なお、本調査は5年周期で全国調査を実施し、その中間年にあつては、調査品目ごとに、全国調査年における出荷量の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、果樹共済事業（農業災害補償法に基づき、自然災害等により農作物等に受けた損害の経済的な損失を補てんする事業）を実施する都道府県並びにみかん及びりんごにあつては果実需給安定対策事業を実施する都道府県を調査対象としている。

(6) 調査対象の選定

調査の対象は、調査対象都道府県において、調査対象品目の集出荷を行っている農協等の関係団体（関係団体調査）及び標本経営体（標本経営体調査）としており、その選定については、次のとおりとした。

ア 関係団体調査（全数調査）

調査対象品目の集出荷を行っている全ての関係団体とした。

イ 標本経営体調査（標本調査）

2010年世界農林業センサスにおいて、調査対象品目を販売目的で栽培した農林業経営体から無作為に抽出（母集団名簿の栽培面積を昇順に並べ替え、設定した栽培面積規模別の標本数に応じて等間隔に抽出する方法（系統抽出法）により抽出）をした。

(7) 調査対象数

	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	母集団経営体数 ④	標本数 ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効回収数 ⑦	有効回収率 ⑧=⑦/⑤
	団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%
みかん	327	287	87.8	60,993	2,608	4.3	1,572	60.3
りんご	312	288	92.3	45,604	1,969	4.3	1,228	62.4
日本なし	314	300	95.5	22,516	2,003	8.9	1,114	55.6
西洋なし	149	144	96.6	7,316	492	6.7	314	63.8
かき	295	276	93.6	40,945	2,684	6.6	1,562	58.2
びわ	114	108	94.7	4,485	871	19.4	377	43.3
もも	309	294	95.1	28,164	2,146	7.6	1,144	53.3
すもも	221	209	94.6	9,944	1,451	14.6	648	44.7
おうとう	177	167	94.4	14,643	734	5.0	461	62.8
うめ	230	224	97.4	26,412	2,387	9.0	1,235	51.7
ぶどう	398	381	95.7	36,595	2,555	7.0	1,630	63.8
くり	218	208	95.4	22,224	2,198	9.9	1,223	55.6
パインアップル	6	6	100.0	383	40	10.4	16	40.0
キウイフルーツ	199	185	93.0	8,696	1,338	15.4	791	59.1

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、当年産において栽培がなかった標本経営体等を除いた数である。

(8) 調査期日

収穫・出荷終了時

(9) 調査品目（14品目）

みかん、りんご、日本なし、西洋なし、かき、びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう、くり、パインアップル及びキウイフルーツ

(10) 調査事項

品目別及び品種別（別表1「果樹の品種区分」参照）の結果樹面積、収穫量及び出荷量並びに用途別出荷量

(11) 調査・集計方法

結果樹面積は、関係団体に対する往復郵送調査を基に、職員による巡回・見積りにより補完し算出している。

収穫量及び出荷量は、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査結果により算出した10a当たり収量を必要に応じて巡回・情報収集の結果により補完し、これに結果樹面積を乗じて算出している。この場合の各都道府県ごとの10a当たり収量は、調査対象品目について関係団体取扱数量割合（当該都道府県合計の出荷量に対する関係団体の取扱数量割合）がおおむね80%以上の場合は関係団体に対する往復郵送調査結果（標本経営体に対する往復郵送調査結果による自家消費等の量を勘案して出荷量から推計した収穫量を用いて算出）を、おおむね80%未満の場合は標本経営体に対する往復郵送調査結果を採用している。

(12) 全国値の作成方法

各都道府県の値を合計した。なお、パインアップルについては沖縄県のみ調査であり、全国値の作成は行っていない。

(13) 目標精度

本調査においては、目標精度を設定していない。

## 2 用語の説明

(1) 結果樹面積

「結果樹面積」とは、栽培面積のうち生産者が果実を収穫するために結実させた面積をいう。

(2) 10a 当たり収量

「10a 当たり収量」とは、実際に収穫された（生産者が収穫放棄した場合は除く。）結果樹面積（パインアップルにおいては収穫面積）の10a 当たりの収穫量をいう。

(3) 収穫量

「収穫量」とは、収穫したもののうち、生食用又は加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。

(4) 出荷量

ア 「出荷量」とは、収穫量から生産者の自家消費量、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等の量を差し引いた重量をいう。

イ 出荷量の計測は、集出荷団体等の送り状の控え又は出荷台帳に記入された出荷時点における出荷荷姿の表示数量（レッテルの表示量目）を用いて計上した。したがって、入目量は含めていない。

(5) 生食向け出荷と加工向け出荷

- ア 「生食向け出荷」とは、加工向け出荷以外のものである。
- イ 「加工向け出荷」とは、加工用として出荷したものである。

(6) 集出荷団体

「集出荷団体」とは、取扱数量の多少にかかわらず、選別、包装、荷造り、輸送、代金計算等の全部又は一部を共同で行う団体（ただし、生産者が2～3戸で構成し、出荷量も極めて少なく、名目だけの任意組合のような団体は除く。）であって、総合農協、専門農協等のような出荷調整能力を有するものをいう。

(7) 果樹の年産区分

果樹は永年作物で、1年1収穫期であることから年産は暦年を原則とするが、出荷開始期などから出荷期間が2か年にわたる品目は、その全量を主たる収穫期間の属する年の年産とした（別表2「果樹の年産区分」参照）。

### 3 利用上の注意

(1) 本書に掲載した全国農業地域等の区分は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北の所属都道府県と同じ。
北 陸 農 政 局	アの北陸の所属都道府県と同じ。
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿の所属都道府県と同じ。
中国・四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州の所属都道府県と同じ。

- (2) 本書に掲載した結果樹面積、10 a 当たり収量、収穫量及び出荷量の統計数値は、各表示単位（ha、kg、t）に基づき、以下の方法によって四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		7 桁以上 (100万)	6 桁 (10万)	5 桁 (万)	4 桁 (1,000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁（下から）		3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入 しない
例	四捨五入する前（原数）	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

- (3) 表中で用いた記号は、以下のとおりである。  
「0」：単位に満たないもの（例0.4ha→0ha）  
「-」：事実のないもの  
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの  
「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの  
「nc」：計算不能

(4) 秘匿方法について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

- (5) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類の「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類の「果樹」で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

#### 4 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

電話（代表）03-3502-8111 内線3680

（直通）03-6744-2044

FAX 03-5511-8771

別表1 果樹の品種区分

品 目	品 種 区 分
み かん	早生温州（3）ハウスみかん、極早生みかん）、普通温州
り ん ごと	ふじ、つがる、ジョナゴールド、王林
日 本 な し	品種区分なし
西 洋 な し	〃
か き	〃
び わ	〃
1) も も	〃
2) す も も	〃
お う と う	〃
う め	〃
ぶ ど う	〃
く り	〃
パインアップル	〃
キウイフルーツ	〃

- 注：1) ももには、ネクタリンを含む。  
 2) すももには、プルーンを含む。  
 3) ハウスみかん及び極早生みかんは、早生温州の内数である。

別表2 果樹の年産区分

品 目	年 産 区 分 (主たる収穫期間)	備 考
み かん	26年9月～12月	みかんは早生温州と普通温州別にまとめており、主たる収穫期間は次のとおりである。  早生温州 26年9月～11月 { ハウスみかん 26年4月～7月 } { 極早生みかん 26年9月 }  普通温州 26年11月～12月
り ん ごと	26年8月～11月	
日 本 な し	26年8月～9月	
西 洋 な し	26年9月～10月	
か き	26年9月～12月	
び わ	26年5月～6月	
も も	26年6月～8月	
す も も	26年7月～8月	
お う と う	26年5月～7月	
う め	26年6月	
ぶ ど う	26年7月～10月	
く り	26年8月～10月	
パインアップル	26年4月～27年3月	
キウイフルーツ	26年10月～12月	